

大阪市立小・中学校空調設備整備事業
実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

令和6年1月

大阪市教育委員会事務局

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
1	実施方針						用語の定義 協力企業	構成員から業務の一部を直接請負う法人は協力企業に該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施方針	1	1	1	(3)		更新が必要な特別教室等について	本事業の更新対象となる既設空調機器の製造年月日は何年以降のものでしょうか。	平成22年度以前に設置された機器を対象とします。
3	実施方針	1	1	1	(3)		更新が必要な特別教室等について	現状、特別教室と普通教室がビル用マルチで共有されている場合、普通教室についても更新対象になるのでしょうか。	特別教室と普通教室がビル用マルチで共有されているものは本事業の更新対象外です。ただし、特別教室の空調能力が不足している場合、不足分についてはこれとは別に新規整備として本事業の対象になります。
4	実施方針	2	1	1	(7)	②	整備年度の変更について	整備年度の変更後における各年度の施工校数は変更前と同数としていただけますでしょうか。	整備年度の変更後における各年度の施工校数は必ずしも同数にならないと考えられますが、大きな増減がないように協議・調整することとします。
5	実施方針	2	1	1	(7)	②	施工時期の指定について	建替工事等により本市が施工時期を指定するものについては、計画時に別途通知する、とありますが、施工時期を指定する通知時期を具体的にお教えいただけますでしょうか。	入札説明書等公表時にお示しします。
6	実施方針	2	1	1	(7)	②	施工時期の指定について	建替工事等により本市が施工時期を指定するものについては、計画時に別途通知する、とありますが、その後の対象教室の増減やサービス対価の取り扱いについてお教えいただけますでしょうか。	対象室の減が発生した場合は、他の対象校への振替など業務量の協議をします。対象室の増については本事業の対象外とします。
7	実施方針	2	1	1	(7)	③	整備対象設備の引き渡しについて	「引き渡しは、対象校毎、かつ期間内の月末毎に行うこととする」とありますが、対象校引き渡しの時期は事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。また、同時に複数校引き渡しを行う形でもよろしいでしょうか。	原則、対象校毎に完成確認が完了したのから速やかに引き渡すものとしてください。なお、複数校の引き渡しは差し支えありません。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
8	実施方針	2	1	1	(7)	③	事業スケジュール(予定) (維持管理)	「引き渡しは、対象校毎、かつ期間内の月末毎に行うこととする。」とありますが、その場合、引き渡しの時期によって維持管理期間が異なることと存じます。(例：令和7年12月末引き渡しの学校は維持管理期間が15年3か月、令和9年3月末引き渡しの学校は14年0か月等)学校ごとに維持管理期間や維持管理業務に係る対価が異なるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間始期は各学校の引き渡し直後、維持管理期間終期はいずれの学校も同じとしています。したがって、学校ごとに維持管理期間や維持管理業務に係る対価が異なります。
9	実施方針	2	1	1	(7)	③	維持管理期間	「建替工事等により施工時期が重複しないように本市が施工時期を指定」とありますが、工事計画のために現時点での計画をご教授ください。	入札説明書等公表後に貸与資料としてお示しします。
10	実施方針	2	1	1	(7)	③	事業スケジュール(予定) (維持管理)	「※選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行う。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに従うこと。」とありますが、当該事由による増加費用(弁護士・金融費用等含む)は貴市に負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本市による対象校の整備年度変更の求めに応じることにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、市は協議に応じるものとし、整備順序計画の変更を行ってもなお増加費用が生じる場合の負担は協議によるものとします。
11	実施方針	2	1	1	(7)	③	維持管理期間	「本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合」とありますが、工事計画のためにどれぐらい前までに依頼が来るかをご教授ください。	前年度の11月までにお伝えします。
12	実施方針	2	1	1	(8)		事業範囲	各業務の「その他、付随する業務」において、「対象校との調整」とありますが、打合せができるタイミング(時期・曜日・時間帯)をご教授ください。	対象校毎に調整が必要となりますが、平日の概ね9時～16時の時間帯が目安となります。
13	実施方針	2	1	1	(8)	②	デマンド監視装置の適切な設定	対象校にはデマンド監視装置が設置されており、新たな設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご質問文中の「対象校にはデマンド監視装置が設置」とは、電気室のデマンド監視装置を指しているものと認識します。当該デマンド監視装置の更新・新設は本事業の対象外とします。なお、当該デマンド監視装置を本事業に利用することはできません。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
14	実施方針	2	1	1	(8)	②	b	エネルギー関連の設備の整備について	「エネルギー関連の設備」は具体的にどのような設備を想定されているかお教えいただけますでしょうか。	受変電設備、都市ガス供給に係る設備等を想定しています。
15	実施方針	3	1	1	(8)	⑥	a	所有権移転後の移設業務	一文目の文末で使われている『移設等業務』の内容について、令和5年6月の「実施方針(案)」においては『空調設備の移設、増設、廃棄等』を総称して『移設等』とする記載がありましたが、今回の「実施方針」においては『移設等』に関する説明の記載がありませんが、「実施方針(案)」に記載の内容と同様と考えて宜しいでしょうか。 また、タイトル及び二文目では『移設等業務』ではなく『移設業務』と記載されていますが、『移設等業務』と読み替えて宜しいでしょうか。	本事業の『所有権移転後の移設業務』の業務範囲に「増設、廃棄」は含まないため、実施方針(案)から業務名称を変更しています。 後段については、「移設業務」に修正します。
16	実施方針	3	1	1	(8)	⑥	a	所有権移転後の移設業務	「空調設備の移設業務」とありますが、対象は本事業における空調設備のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	実施方針	3	1	1	(8)	⑥		移設後の維持管理業務について	移設後の維持管理業務(実施方針P.3⑤a.~g.)は継続して必要(令和22年度まで)という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	実施方針	3	1	1	(8)	⑦		エネルギー調達費用について	エネルギー調達費用は貴市が負担するとありますが、例外はございますでしょうか。	ありません。
19	実施方針	3	1	1	(9)			エネルギーの種別について	適切なエネルギーの種別を検討するにあたって、対象校の既存設備(普通教室空調のエネルギー種別など)の情報を開示していただきたいです。	入札説明書等公表時までにお示しします。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
20	実施方針	3	1	1	(9)			エネルギーの種別	エネルギーの種別(電気or都市ガス)は事業者において設定とございますが、対象校の中で都市ガスが引き込まれていない学校がございましたら、ご教授いただけますでしょうか。	都市ガスが引き込まれていない学校はありません。
21	実施方針	4	1	1	(10)	①		設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る対価	令和7年度、8年度、9年度ともに年度ごとの最終所有権移転が完了後の一括支払いでしょうか。	お見込みのとおりです。年度途中で学校単位で、順次引き渡しを受けますが、設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る対価の支払いは、引き渡しの完了した対象校を対象として、各年度ごとの一括支払いとします。
22	実施方針	4	1	1	(10)	①		維持管理業務に係る対価	第1.1.(7)③※において、「引き渡しは、対象校毎、かつ期間内の月末毎に行うこととする。」とありますが、設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る対価については、各年度内において各対象校引渡しの都度、翌月に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	No.21をご参照ください。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
23	実施方針	4	1	1	(10)	①	設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る対価	「本市は、選定事業者が実施する本事業に関する費用のうち、設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価(金融機関等からの借り入れ等を行う場合の金利分を含む。)について、令和7年度、令和8年度、令和9年度の各年度に空調設備の所有権移転が完了した分について、年度ごとに支払う。」の記載がありますが、本件においては通常の大阪市発注工事と同様に、公共工事の前払金に関する規則及び大阪市公共工事の前払金取扱要項に基づき、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件に設計、施工業務に係る対価の一部を前払金として支出することは可能でしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から事業のVFMの向上に繋がるものと思われまます。 また、大阪市におかれましては、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前金払制度も採用されておりますので、あわせて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
24	実施方針	4	1	1	(10)	②	維持管理業務に係る対価	各年度ごとの一括支払いでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	実施方針	4	1	1	(10)	②	維持管理業務に係る対価	第1_1_(7)③※において、「引き渡しは、対象校毎、かつ期間内の月末毎に行うこととする。」とありますが、維持管理費用の支払スケジュールについては、事業者提案の引渡しスケジュールに準じた費用を貴市よりお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
26	実施方針	6	2	3	(2)			参考図書 の貸与	対象校全384校の建築図や既設空調設備図を、入札説明書等公表の段階で、電子データの形にて貸与いただける、という認識で宜しいでしょうか。	入札説明書等公表までに、貸与資料として貸与可能な電子データをリスト形式でお示します。
27	実施方針	6	2	3	(4)			第2回現地見学会の実施	第2回現地見学会において、対象となる教室や実施内容が明確となった状態での全校の詳細調査は可能でしょうか。	第2回現地見学会は小学校1校、中学校1校を予定しています。
28	実施方針	6	2	3	(4)			第2回現地見学会の実施	一部の対象校について現地見学の機会を設けていただく予定ですが、その他の対象校について、ある一定の期間を設けていただき、事業者の申請を持って、見学をさせていただける等の対応は可能でしょうか。	No27の回答をご参照ください。
29	実施方針	6	2	3	(4)			第2回現地見学会の実施	第2回現地見学会を実施する対象校は、第1回現地見学会と同じ学校、あるいは異なる学校、どちらのご予定でしょうか。	第1回現地見学会と異なる学校を予定しています。
30	実施方針	7	2	4	(1)	(7)		入札参加者の構成	設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務を行う企業はそれぞれの業務で1社以上構成員に含めるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	実施方針	7	2	4	(1)	(7)		入札参加者の構成について	設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業は構成員に1社以上含めること、とありますが各業務を行う企業を1社以上の計4社以上ではなく、上記業務を行う企業のうち少なくとも1社以上という認識でよろしいでしょうか。	3. 事業者の募集及び選定手続き等 4. 入札参加者の参加資格要件 (1) 入札参加者の構成 に記載の通りとします。 各業務には必ず1社以上の構成員を必要とします。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
32	実施方針	7	2	4	(1)	(ア)	入札参加者の構成について	SPCに出資する構成員をその他業務を行う企業のみにはすることは可能でしょうか。	3. 事業者の募集及び選定手続き等 4. 入札参加者の参加資格要件 (1) 入札参加者の構成 に記載の通りとします。
33	実施方針	7	2	4	(1)	(ウ)	代表企業について	代表企業は業務の種別に関わらず、構成員であれば、どの企業を定めてもいいのでしょうか。また、直接業務を担わない企業であっても構成員であれば代表企業に定めてもよろしいのでしょうか。	第2 事業者の募集及び選定に関する事項 4. 入札参加者の参加資格要件 (1) 入札参加者の構成 「その他業務」を行う企業を代表企業とする場合にあっては、4.入札参加者の参加資格要件 (1) 入札参加者の構成 に従うこととします。
34	実施方針	7	2	4	(1)	(カ)	入札参加者の構成	代表企業はSPCへの出資割合が構成員中、最大であれば過半数以上の出資割合は求めないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	実施方針	7	2	4	(1)	(ク)	その他業務を行う企業について	構成員の定義として、「入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、特別目的会社に出資を行う法人」とありますが、その他業務を行う企業の業務が特別目的会社から直接受託・請負しない場合であっても特別目的会社に出資する構成員となることを可能としていただけますでしょうか。	「その他業務」を行う企業の業務はSPCから直接受託・請負するものとして想定しています。
36	実施方針	15	5	2	(1)	(ア)	事業者の責めに帰すべき事由の場合	「本市は、事業契約を解除することができる」とありますが、部分的に修復が間に合わなかった場合等、契約を見直す事は可能でしょうか。	契約を見直すこと自体は行いません。ただし、生じている債務不履行又はその懸念に応じて、同項の「一定期間」について個別に市と事業者で協議することとします。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
37	実施方針	15	5	2	(1)	(ウ)	事業の継続が困難となった場合の措置	本実施方針には記載がありませんが、本事業契約の締結にあたり、事業者による設計・施工業務の履行を確保するため、通常の大阪市発注工事と同様に、事業者の責めに帰すべき事由で大阪市が契約解除した場合の違約金に充当するものとして、設計・施工業務に係る対価の100分の10以上の契約保証金の納付等を求める想定でしょうか。その場合、履行保証の手段として多くの選択肢を設けるため、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を加えることは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
38	実施方針別紙1	19					別紙1	「中之島小学校」等、新築予定の学校について、新築工事時に空配管等を事前に施工されているという認識でよろしいでしょうか。	空調設備用途の空配管は施工されていません。ただし、中之島小学校、中之島中学校については一部の配管ルートを想定しており、それについては入札説明書等公表後に貸与資料として図面をお示しします。
39	実施方針別紙2	30					測量・調査リスク	想定できない地中障害や地中埋設物についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	地中障害や地中埋設物で、図面や貸与資料に記載のないもの、現地見学校で容易に目視確認できないもの、設計企業・施工企業の専門技術者の知見を以ってしても予見できないものが含まれます。
40	実施方針別紙2	30					設計・施工段階で発現したリスク	工期遅延リスクについて、昨今の世界的な半導体不足等の影響に起因するようなやむを得ない納期遅延リスクについては協議の対象して頂けますでしょうか。	資材発注及び納期交渉に関する詳細記録の提出がある場合に協議の対象とすることは可能です。他市で同時期に実施されている同種事業の資材調達状況、メーカー、業界団体等の公表資料等も参考にして、納期遅延に係る責任負担を協議します。
41	実施方針別紙2	31					制度関連リスク、政策変更リスク	※2に施工費用の減額や維持管理に係る費用の減額において、SPC設立費用、事業期間中のSPC管理費用、租税他の費用が含まれることを踏まえ配慮いただきたい。	配慮します。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
42	実施方針 別紙2	31					別紙2 ※2	「施工期間において新たな年度が始まるまでに本市が選定事業者に対该校を対象校から除外した場合は、当该校分の施工に係る費用を減額する。」とありますが、機器発注後で転用ができない場合は貴市の負担でしょうか。	お見込みのとおりです。
43	実施方針 別紙2	31					別紙2 ※3	「第三者に損害が発生し…」とありますが、一定の金額とはいくらでしょうか。	事業契約書(案)においてお示します。
44	実施方針 別紙2	31	※5				物価変動リスク	「物価変動等に一定程度の下降または上昇」について、基準となる物価指数ならびに基準値について提案前にご提示頂くことは可能でしょうか。	入札説明書等公表時までにお示します。
45	要求水準書(案)	2	1	3	(4)		ライフサイクルコストの縮減	「トップランナー機器の導入」とありますが、容量の制限等の理由により、トップランナー以外の機器を選定してもよろしいでしょうか。	トップランナー制度の対象外となる機器については、グリーン購入法適合機器もしくは環境省LD-Tech認証機器を選定してください。
46	要求水準書(案)	2	1	4			設置対象施設等	「事業期間中、選定事業者は本市が本事業の対象校または対象室、あるいは対象校と対象室を変更することを求めた場合、応じる」とありますが、所有権移転後は対象外でしょうか。	所有権移転後については、所有権移転後に維持管理が必要なくなった対象室が生じた場合を想定しています。
47	要求水準書(案)	2	1	5	(1)		事業範囲	各業務における対象校との調整とは、具体的にどのような対応を想定されていますか。	設計業務においては、新設室外機の置場、施工業務においては施工に入る日時期間・場所や資材置場などの仮設計画等にかかる学校との調整を想定しています。
48	要求水準書(案)	2	1	5	(1)		本事業が対象とする業務	設計業務および施工業務について、事前調査業務は、全校調査が可能でしょうか。	可能です。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
49	要求水準書(案)	2	1	5	(1)	①	c	交付金・補助金	申請業務そのものは貴市によるものとし、資料提供等の協力程度が事業者側の業務と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	要求水準書(案)	3	1	5	(1)	②	b	施工業務	「デマンド監視装置の設定」とありますが、既設でデマンド監視装置がない場合、設定は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書(案)	3	1	5	(1)	②	c	交付金・補助金	申請業務そのものは貴市によるものとし、資料提供等の協力程度が事業者側の業務と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書(案)	3	1	5	(1)	⑤	d	データ計測・記録	どのようなデータを想定されているでしょうか。またその記録の提出方法は紙媒体を想定されているでしょうか。⇒P17(13)	入札説明書等公表時までにお示します。
53	要求水準書(案)	3	1	5	(1)	⑤	g	交付金・補助金	申請業務そのものは貴市によるものとし、資料提供等の協力程度が事業者側の業務と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	要求水準書(案)	4	1	5	(2)			本事業が対象としない業務・事項等	換気設備について、標準図に記載ありますが、換気設備は含まないことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	要求水準書(案)	4	1	5	(2)			本事業が対象としない業務・事項等	「換気設備は本事業における整備対象設備には含まない。」とあります。標準図GHP01にある換気扇は整備対象設備には含まないという認識でよろしいでしょうか。	No.54をご参照ください。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
56	要求水準書(案)	4	1	5	(2)			本事業が対象としない業務・事項等	「通常利用の範囲を超える最大需要電力の増加」とありますが、どのように判断する予定でしょうか。	著しいエネルギーコストの増加が生じた箇所について、当該箇所の運転履歴、当該箇所の空調の使い方などを学校にヒアリングし、総合的に判断します。
57	要求水準書(案)	4	1	6	③			維持管理期間について	貴市が整備年度の変更を求めることができる期日を取り決めていただけますでしょうか。	No.11をご参照ください。
58	要求水準書(案)	5	1	7				整備計画の策定	「選定事業者は、～それに従うこと。」の「従う」を「協議に応じる」と変更していただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)において、「選定事業者は、…行うものとする。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに応じること。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、市は協議に応じるものとする。」に変更します。
59	要求水準書(案)	5	1	7				整備年度の変更	貴市が整備年度の変更を求めた際は従う事項が記載されていますが、貴市と事業者で協議することは可能でしょうか。	No.58をご参照ください。
60	要求水準書(案)	5	1	8	(1)			業務遂行に適した経験	どのような経験があれば適しているとみなされるものか、基準はあるでしょうか。	基準は設けませんが、実施方針の第2.5.(2)業務を遂行する入札参加資格要件を参考にしてください。
61	要求水準書(案)	6	1	8	(3)			市内企業の協力体制に配慮	市内企業の協力体制に配慮することにより、提案における評価に加点がなされるでしょうか。	入札説明書等公表時までにお示しします。
62	要求水準書(案)	6	1	9				業務従事者に関する事項	「なお、申請書・届出等の副本は本市に提出すること。」とありますが、貴市の所轄部署への申請・届出等についても、改めて副本を貴市へ提出する必要がありますでしょうか。	副本の提出を必要とします。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
63	要求水準書(案)	8	2	1	(3)		設計体制及び監理技術者の配置	例えば建築設備士であって電気設備設計と空調設備設計の両方について実務経験を有する者が、電気設備設計者と機械設備設計者を兼ねることは差し支えないでしょうか。またその場合、管理技術者が電気設備設計者と機械設備設計者の両方を兼ねることも許容されるのでしょうか。	前段については差し支えありません。後段については許容します。ただし、どちらにおいても当該業務実施に当たり満たすべき水準を確実に実施できる体制にしてください。
64	要求水準書(案)	9	2	1	(6)		設計変更について	貴市の要求により設計変更を伴う場合、事業スケジュールの遅延が考えられますが、遅延リスクについては協議としていただけますでしょうか。	協議とします。ただし、選定事業者の調整不足等の責による場合についてはこの限りではありません。
65	要求水準書(案)	10	2	3	(1)		将来想定される学校の改修	事業者にて想定することは困難なものと考えられるため、機器配置や配管ルートを選定時点で、貴市による情報がいただけるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	要求水準書(案)	10	2	3	(1)		一般的要件	アスベスト含有建材はどこで使用されているかご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等公表後に貸与資料としてレベル1とレベル2に関する本市調査結果をお示します。
67	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		機器性能	トップランナー機器の定義をご教授ください。	空調機器の通年エネルギー消費効率(APF)がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくトップランナー制度における各区分の目標基準値を下回らない機器を言います。
68	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		機器性能	『トップランナー機器の採用を行うこと』と記載ありますが、トップランナー制度の対象外となる機器(冷房能力が50.4kWを超える室外機等)を使用することは可能と考えて宜しいでしょうか。	トップランナー制度の対象外となる機器については、グリーン購入法適合機器もしくは環境省LD-Tech認証機器を採用してください。
69	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		トップランナー機器	空調機種により、トップランナーの登録をしていない場合もあり、そのメーカーにおける最新モデルと読み替えても支障はないでしょうか。	No.68をご参照ください。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
70	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		機器性能	<p>「室内機の能力は、標準図同等以上の能力のもの」とありますが、標準図に当てはまらない教室では別途協議として頂けますでしょうか。</p> <p>標準図「EHP-標準図-4(新築・増築)通し番号60」の「15普通教室平面図」をご覧ください。普通教室には「定格冷房能力:7.1kWの室内機」×2台とそれに応じた室外機の設置を定めています。</p> <p>普通教室の面積を基準として、標準図に該当しない各室の面積に応じて機器能力を選定してください。</p> <p>標準図に該当しない教室について、当該室の面積が普通教室と同程度であれば、普通教室には「定格冷房能力:7.1kWの室内機」×2台とし、それに応じた室外機の設置することとします。</p> <p>当該室の面積が普通教室の2倍程度であれば、普通教室には「定格冷房能力:7.1kWの室内機」×4台とし、それに応じた室外機の設置することとします。</p> <p>なお、面積については入札説明書等公表後に、貸与資料としてお示しします。</p>	
71	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		機器性能	<p>『ヒートポンプエアコンはグリーン購入法(略)によること』と記載ありますが、例えば5馬力のGHP室外機のように、エネルギーと空調能力から最適と判断した機器が市場にはグリーン購入法不適合のものしか存在しない場合、それを採用することとしても宜しいでしょうか。</p> <p>グリーン購入法対象外となる機器については、環境省LD-Tech認証機器を採用してください。</p>	
72	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		グリーン購入法	<p>空調機種(標準モデルから派生したモデル)により、グリーン購入法の登録をしていない場合もありますが、そういった機種は本事業では導入不可能と判断するべきでしょうか。</p> <p>No.71をご参照ください。</p>	

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
73	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		グリーン購入法	GHPの小容量タイプにおいてグリーン購入法の対象機になっておらず、本事業では導入不可能と判断するべきでしょうか。	No.71をご参照ください。
74	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		機器性能	「運転状況の～遠隔監視システムの導入を行うこと。」との記載がございますが、遠隔監視システムは24時間365日対応との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、系統電力停電や工事や維持管理に伴う停電作業等、本事業の対象範囲外に起因する遠隔監視システムの停止はその限りではありません。
75	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		機器性能	『冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること』と記載ありますが、施工期間が令和7年4月～令和10年3月以内となっておりますので、キガリ改正のことを踏まえすと、冷媒R32を使用すると考えて宜しいでしょうか。	空調機器については現行機種を採用を考慮しており、入札説明書等公表以降に公告・施行される法令変更や規制は、法令変更リスクに該当すると認識しています。 GHP及びEHPの大型の機種(概ね6馬力を超える能力を持つ機種)においてはR32冷媒使用の機器は市場に多くは出回っていないと認識しています。したがって、本事業における更新・新設機器のすべてをR32冷媒使用の機器とすることを要求水準として求めることは不合理であると認識しています。 なお、現在市場に出回っているEHPのうちR32冷媒使用の機器(概ね6馬力以下で、かつ、いわゆるトランク型のシングル・ツイン)については、地球環境保全の観点からR32冷媒使用の機器を採用することも可能です。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
76	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		仕切り使用の想定	事業者にて想定することは困難なものと考えられるため、該当室について貴市より情報がいただけるものとしてよろしいでしょうか。	「室内機は対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置すること。ただし、対象室がパーティション等で間仕切りをして使用することを想定している場合は、間仕切り後の各室に1台以上の室内機の設置を行うこと。」の下線部については対応不要とし、要求水準書(案)については変更します。
77	要求水準書(案)	11	2	3	(2)		機器性能	「パーティション等で間仕切りをして使用することを想定」とありますが、対象室をご提示ください。	No.76をご参照ください。
78	要求水準書(案)	11	2	3	(3)		機器設置工事	『室外機は原則として屋上設置とする』及び『更新する室外機は、原則として、既存の室外機撤去後のスペースを利用して設置する』と記載ありますが、GL設置の既設室外機を更新する場合は後者に基づきGL設置が原則と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書(案)	11	2	3	(3)		機器設置工事	『室外機は原則として屋上設置とする』と記載ありますが、構造上支障の無い位置と耐荷重を指定していただけるものと認識してよろしいでしょうか。	原則、標準図に準ずる施工方法としてください。標準図に準ずる施工を行う場合よりも荷重が増える施工方法、または標準図に準じない施工方法を選択する場合には市の承認を得て行うこととします。
80	要求水準書(案)	11	2	3	(3)		機器設置工事	『対象校の敷地形状、校舎や対象室の配置等に留意のうえ、適切な機器の選定、設置を行うこと』と記載ありますが、室外機を新設設置する場合、「設置可能な場所」を指定していただけるものと考えて宜しいでしょうか。	室外機を新設設置する場合には、事業者と学校が設置可能な場所を協議調整を行うこととし、協議調整の結果を市が承認します。なお、事業者との協議調整に関する協力依頼を市から学校へ行います。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
81	要求水準書(案)	11	2	3	(3)		機器設置工事	室外機については、現地見学会の結果を踏まえ最適な位置を検討したうえで設置場所を決定いたします。そのため、事業者決定後に貴市のご要望等により設置位置・容量等が変更となり、費用の増減が発生した場合は貴市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	機器の配置や配管ルート等は事業契約締結後に本市と協議のうえ、決定するものと想定します。
82	要求水準書(案)	12	2	3	(3)		景観	特段の配慮とはどのようなものを想定されているでしょうか。	室外機等の設置に伴う近隣住民の方から苦情等が発生しないよう必要に応じて目隠しフェンス等の設置を行うことを想定しています。
83	要求水準書(案)	12	2	3	(3)		機器設置工事	「住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行うこと」とありますが、住宅等から見える室外機等は目隠しをするということでしょうか。	No.82をご参照ください。
84	要求水準書(案)	12	2	3	(4)		アンカー	おねじアンカーの使用が困難な場合は、めネジアンカー等、他の材料や方法の使用協議は可能でしょうか。	協議可能とします。
85	要求水準書(案)	12	2	3	(4)		機器以外の材料等	基礎に対する定めはございませんでしょうか。	標準図をご参照ください。
86	要求水準書(案)	12	2	3	(5)		配管工事	「配管等によって既設カーテン等が全閉状態となくなっただけの場合は、当該箇所に開閉可能なカーテンを設置する等、」とありますが、この場合に設置したカーテンの維持管理業務は本事業に含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
87	要求水準書(案)	12	2	3	(6)			使用するエネルギーについて	熱源の種別において、工事期間の短縮や防災面、コスト面、設置環境など総合的に検討したうえで、一部プロパンガスでの提案をすることは可能でしょうか。	GHPの場合には都市ガスによるエネルギー供給としてください。
88	要求水準書(案)	12	2	3	(6)			エネルギー	プロパンガスは本事業では選択できないエネルギーになるのでしょうか。	GHPの場合には都市ガスによるエネルギー供給としてください。
89	要求水準書(案)	12	2	3	(6)			エネルギーの供給に必要な設備	「既存の変圧器容量が不足すると想定される場合・・・」とありますが、電気設備の更新計画がある場合は、事前にご教授ください。	入札説明書等公表後に貸与資料としてお示しします。なお更新計画とは、受変電設備の劣化対応に伴う更新計画として劣化対応前の容量と同容量での更新を想定しています。
90	要求水準書(案)	13	2	3	(6)			エネルギーの供給に必要な設備	「力率の悪化が想定される場合には、必要に応じてコンデンサを設置」とありますが、必要に応じての基準をご教授ください。	力率85%未満となる場合にはコンデンサを設置してください。
91	要求水準書(案)	13	2	3	(6)			同一エネルギー	可能な限り使用エネルギーを統一する計画が必要だと理解しましたが、混在することは一律不可ではないという理解でよろしいでしょうか。	EHPとGHPが混在することを一律不可とはしません。
92	要求水準書(案)	13	2	3	(7)			電源工事	デマンドコントロール機能は事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	要求水準書(案)	13	2	3	(7)			電気工事について	デマンドコントロール機能を導入しない場合、デマンド監視装置の適切な設定は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
94	要求水準書(案)	13	2	3	(8)		更新工事における改修範囲	既存冷媒配管を再利用する場合は必ず配管洗浄等が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。併せて、機器メーカーの既存冷媒配管の再利用に関する規定に従うこととします。
95	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		残置	外壁高所の配管等、いんべい部分ではないが、撤去のためだけの特殊な工事(足場設置等)が必要な箇所も同様に残置できるものとして考えてよろしいでしょうか。	原則、撤去としますが、協議可能とします。
96	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		不要撤去	外壁高所の配管等、いんべい部分ではないが、撤去のためだけの特殊な工事(足場設置等)が必要な箇所は残置できるものとして考えてよろしいでしょうか。	No.95をご参照ください。
97	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		著しく色味が異なる	判断基準が事業者側で設定することが困難なものと考えられるため、貴市と協議できるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		更新工事における改修範囲	『室外機を撤去する場合は、機器本体並びに不要となる基礎、(略)を撤去すること』と記載ありますが、ここで撤去すべきとされている基礎は市販の小型ブロック基礎及びそれに準ずる基礎のことであって、建築的手法で打設された大型のコンクリート基礎は撤去不要という認識で宜しいでしょうか。	屋上の既設基礎のうち、本事業の更新または新設に利用しない既設基礎で躯体と一体となっているものについては残置することを認めます。 地上の既設基礎のうち、本事業の更新または新設に利用しない既設基礎は撤去することとします。
99	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		更新工事における改修範囲	「室外機を撤去する場合は、機器本体並びに不要となる基礎・・・を撤去すること」とありますが、後々に再利用することの可能性を想定して、室外機の基礎は残置させていただいてもよろしいでしょうか。	No.98をご参照ください。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
100	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		不要撤去	撤去することで建物や敷地内に影響のある基礎やネットフェンスは残置の協議を行うことは可能でしょうか。	協議可能とします。
101	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		ランチルーム(食堂)	左記に限らず標準図に該当しない教室の設計に必要な条件は別途提示いただけないでしょうか。	No.70をご参照ください。
102	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		ランチルーム	パッケージ式空調設備に更新する際、天吊形ではなく、床置きダクト形等のダクト方式を選定することは可能でしょうか。また、その際の既設ダクトを再利用することは可能でしょうか。	可能です。ただし、既設ダクト再利用範囲については本市と協議のうえ決定するものとします。
103	要求水準書(案)	14	2	3	(8)		更新工事における改修範囲	「既設設備にセントラル方式空調設備がある対象校」について、セントラル方式の撤去により、換気機能が無くなりますが、問題ないでしょうか。	本事業では換気設備改修は業務範囲に含んでいません。
104	要求水準書(案)	16	2	3	(12)		運転管理方式	「集中管理コントローラーは、原則、既存集中コントローラーの設置位置とする」とありますが、全校集中管理コントローラーを設置していますか。	要求水準書(案)において「集中管理コントローラーはタッチパネル式とする。集中コントローラーの設置場所は、原則、既存集中コントローラーの設置位置もしくはその近くとするが、本市または対象校から設置場所について要望があった場合は、協議により決定すること。」と修正します。 なお、本事業の改修対象外の機器で現状集中コントローラーにつながっている機器をそのまま残すことになるため、既設集中コントローラーは残置となると想定します。 本事業で新設・更新した機器は新設の集中コントローラーにつながることとなりますので、同一集中コントローラー内での既設空調設備との混在は生じないものと考えます。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
105	要求水準書(案)	16	2	3	(12)		運転管理方式	対象室数が10未満の学校が大半ですが、すべての学校に新たに集中コントローラーを設置することでよろしいでしょうか。	すべての学校に新たに集中コントローラーを設置することとします。
106	要求水準書(案)	16	2	3	(12)		運転管理方式	タッチパネル式以外の集中管理コントローラーをご提案することは可能でしょうか。例えば、クラウドアクセスによる集中管理。※別途、事業期間終了後にクラウド使用量が発生します。	職員が操作する端末はタッチパネル方式としてください。事業期間中においてクラウドアクセスによる集中管理をするという提案であれば、提案いただくことは認めます。ただし、本事業の事業期間終了後に使用料金が発生する提案は、次期事業ならびに空調機器の耐用年数を考慮すると市として好ましいものとは考えません。
107	要求水準書(案)	16	2	3	(12)		集中管理コントローラー	本事業で設置される全ての空調設備が接続されていることが必須でしょうか。また、事業対象外の既設空調設備との連動は不要と考えてよろしいでしょうか。	本事業で設置される全ての空調設備が接続されていることを必須とします。なお、事業対象外の既設空調設備との連動は不要です。
108	要求水準書(案)	16	2	3	(12)		間仕切り後の室	事業者にて想定することは困難なものと考えられるため、該当室について貴市より情報がいただけるものとしてよろしいでしょうか。	「整備対象設備は各室単位(パーティション等で間仕切りをして使用することを想定している室は、 <u>間仕切り後の室単位</u>)での個別運転が可能とすること。」の下線部については対応不要とし、要求水準書(案)については変更します。
109	要求水準書(案)	16	2	3	(13)		計量器の設置	電気式の場合は室外機の電力消費量、ガス式の場合は室外機のガス消費量を計量するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	要求水準書(案)	16	2	3	(13)		計量器の設置	既設空調設備と混在するため、運転時間からの換算等により計量してもよろしいでしょうか。	整備対象設備の消費エネルギー量については運転時間からの換算等により計量することは差し支えありません。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
111	要求水準書(案)	16	2	3	(13)			計量器の設置	既設と本事業対象のGHPが混在する場合、個別メーターによるガス量の計測が困難なため、運転時間からの換算値等で代用可能でしょうか。	No.110をご参照ください。
112	要求水準書(案)	18	3	1	(3)	①		監理技術者の配置	本事業をひとつの案件として監理技術者1名を専任で配置し、各学校ごとにおいては監理技術者を専任で配置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	施工を請け負う構成企業は本事業をひとつの案件として監理技術者1名を専任することを可とします。また、対象校ごとに補助員として監理技術者等を配置する等、迅速に対応できる体制を整えるものとし、各学校における専任についてはお見込みのとおりです。
113	要求水準書(案)	18	3	1	(3)	①		監理技術者の配置について	本事業の実現可能性を高めるために、事業全体をひとつの案件として監理技術者1名を専任で配置し、各学校ごとに対して監理技術者を専任での配置は不要とする仕様にしていただけますでしょうか。	No.112をご参照ください。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
114	要求水準書(案)	18	3	1	(3)	①		技術者及び補助員について	補助員の複数校の兼務は事業者提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	要求水準書(案)	19	3	3	(1)			一般的要件	本事業期間中に対象校敷地内において、他の工事や作業等の計画があれば、ご教示いただけますでしょうか。	入札説明書等公表後に貸与資料としてお示しします。
116	要求水準書(案)	20	3	3	(2)			品質管理	「工事写真を提出」とありますが、撮影ルールやマニュアルはございませんでしょうか。	要求水準書(案) 別紙2.3.参考基準・指針等の『公共工事建築工事標準仕様書』や『営繕工事写真要領』などとともに標準図の特記事項を参考としてください。
117	要求水準書(案)	20	3	3	(3)			既存設備の停止	空調設備更新に伴う撤去と設置の間は空調停止が必須になりますが、やむを得ないこととして判断してよろしいでしょうか。	学校運営に支障が生じる場合は、事前に本市及び対象校と協議し、必要に応じて代替措置を講じてください。
118	要求水準書(案)	20	3	3	(4)			安全管理	作業時に学校内の器物や児童等の作品等を破損しないように事前に移動していただくことは可能でしょうか。	原則、養生を行い学校内の器物や児童等の作品等を破損しないようにしてください。養生が不可能、高額であることが予想される物がある場合には学校との協議調整により、学校による物の移動を依頼することとします。なお、事業者との協議調整に関する協力依頼を市から学校へ行います。
119	要求水準書(案)	21	3	3	(4)			安全管理について	「アスベスト含有建材が使用されている可能性のある場合には、関係法令・規則等を順守して施工を行うこと。」とありますが、アスベスト調査において必要な資料(既設図面等)は貴市よりご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.66をご参照ください。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
120	要求水準書(案)	21	3	3	(4)		石綿調査について	貴市にて対象校における石綿調査は行われていないという認識でよろしいでしょうか。	No.66をご参照ください。
121	要求水準書(案)	21	3	3	(4)		安全管理	アスベスト除去について、各レベルに応じた責任区分をご教示ください。	本市が貸与資料で示すもの以外のレベル1と2のアスベストが発見された場合には、適切に処分を行うこと。その場合のアスベストの撤去、運搬及び処分に係る費用は市の負担とします。また、レベル3(レベル3相当を含む)のアスベストに係る費用の一切は事業者の負担とします。
122	要求水準書(案)	21	3	3	(4)		石綿への対応について	石綿への対応にかかる費用は事業者側の負担となるのでしょうか。本事業の実現可能性を高めるために、上記費用は別途貴市に負担していただけますでしょうか。	No.121をご参照ください。
123	要求水準書(案)	22	3	4	(2)		現場作業日・作業時間	夏休み、冬休み、春休み等に限らず1～3学期の平日工事を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	アンカー打設・穿孔作業、はつり等の騒音振動が生じる作業、授業・学校運営に支障がある作業を除き、授業が行われている室以外での平日授業時間帯の作業は可能とします。
124	要求水準書(案)	23	3	4	(3)		仮設計画	トイレの利用は可能でしょうか。	トイレの利用は可能ですが、利用可能な場所・期間等は事業契約締結後、対象校毎に調整することとします。
125	要求水準書(案)	23	3	4	(3)		仮設計画	空き教室等があれば現場事務所や作業員詰所として、お借りすることは可能でしょうか。	概ね各学校ごとに1教室は確保できる見込みですが、提供可能な場所・期間等は事業契約締結後、対象校毎に調整することとします。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
126	要求水準書(案)	28	6	1	(1)	d	データ計測・記録	どのようなデータを想定されているでしょうか。またその記録の提出方法は紙媒体を想定されているでしょうか。⇒P17(13)、P29④	入札説明書等公表時までにお示しします。
127	要求水準書(案)	29	6	1	(4)	③	月次報告書の提出	「報告書の内容は必要に応じて追加する事項とする。」とありますが内容を追加するには設備投資が必要になる場合も想定されます。選定事業者と協議していただけますでしょうか。	協議とします。
128	要求水準書(案)	29	6	1	(4)	③	月次報告書の提出	「対象室別室内温度等測定記録」とありますが、測定対象となった学校は、1ヶ月の間、継続測定が必要でしょうか。	1ヶ月の間の継続測定は求めません。
129	要求水準書(案)	29	6	1	(4)	④	年度業務実績報告書の提出	「報告書の内容は必要に応じて追加する事項とする。」とありますが内容を追加するには設備投資が必要になる場合も想定されます。選定事業者と協議していただけますでしょうか。	協議とします。
130	要求水準書(案)	31	6	3	(2)		空調環境の標準提供条件	「全対象室ごと(室内機単位)の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等」「空調環境の提供で消費するエネルギー量」を計測・計量・記録し、貴市及び対象校へ報告することとありますが、報告する手段・頻度をご教示いただけますでしょうか。	入札説明書等公表時までにお示しします。
131	要求水準書(案)	31	6	3	(2)		空調環境の標準提供条件	電気式のデマンド値の報告は各月最大値のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	要求水準書(案)	31	6	3	(2)		空調環境の標準提供条件	「電気にあっては、デマンド値を含む。」とありますが、対象空調設備、もしくは建物全体のどちらでしょうか。	対象空調設備とします。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
133	要求水準書(案)	31	6	3	(2)		空調環境の標準提供条件	室内温度及び外気温度等の測定について、対象校及び教室等は本市が指定する、とありますが、何校、何室程度をお考えでしょうか。	1シーズンごとに対象校のうち15校程度とし、室内温度は集中管理コントローラーからデータを抽出したものを想定しています。
134	要求水準書(案)	31	6	3	(2)		空調環境の標準提供条件	「市が別途指定する対象室」とありますが、対象室の数量・計測頻度はどの程度を予定されていますか。	No.133をご参照ください。
135	要求水準書(案)	31	6	3	(2)		空調環境の標準提供条件の確認について	事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち市が別途指定する対象室の室内温度及び外気温度等を測定または計測済みのデータを提出する、とありますが、仕様を明確にするために対象校のうち貴市が指定する4校の1割程度の対象室分としていただけますでしょうか。	No.133をご参照ください。
136	要求水準書(案)	32	6	3	(6)		事業終了後の配慮	「事業期間終了後における・・・提案を行うこと」とありますが、提案は事業終了の何年前ぐらいから必要でしょうか。	事業終了の3年前を目途とします。
137	要求水準書(案)	34	7	1	(1)		業務の範囲	当該ページに限った話ではありませんが、「要求水準書」における『移設等業務』の内容については、質問No.15へのご回答に準ずるといって可しいでしょうか。	No.15をご参照ください。 なお、要求水準書(案)の当該事項にかかる業務名称などについては修正します。
138	要求水準書(案)							「実施方針(案)に関する質問及び意見書に対する回答」において『要求水準書(案)にて規定します』といった回答が多数ありましたが、要求水準書を読んでも明確に解決しない質問が残っているかと思えます。「実施方針(案)に関する質問及び意見書」に上がっていた質問99個のうち、現時点で明確に回答が可能である質問については、今回の回答書に合わせて記載いただけないでしょうか。	「明確に解決しない質問」について具体的な箇所を挙げて質問をいただいていたため回答しかねます。 なお、入札説明書等公表時において再度、質問募集を行います。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
139	要求水準書(案) 別紙2	14	3				参考基準・指針等	記載いただいている参考基準・指針等以外に必要なに応じて使用メーカーの技術資料を参考とすることをお認めいただけますでしょうか。	参考とすることを認めます。ただし、メーカーの技術資料自体の誤り、事業者によるメーカーの技術資料の誤った解釈に起因する契約不適合、要求水準未達等については事業者の責任負担とします。
140	要求水準書(案) 別紙3	16					提出書類一覧 (設計業務)	すべての提出書類について、提出方法をご教授ください。定期的な報告については、頻度をご教授ください。	入札説明書等公表時までにお示しします。
141	要求水準書(案) 別紙3	16	3				設計完了時に提出する書類	設計計算書の必要書類をご教示ください。	要求水準書(案) 別紙3 P.17の※2のとおりと考えています。
142	要求水準書(案) 別紙3	17	3				設計完了時に提出する書類 (※2)	「荷重が変わる場合は、構造計算書で確認」とありますが、既設設備より軽い場合は不要でしょうか。また構造計算書はご提示頂けますでしょうか。	原則、標準図に準ずる施工方法としてください。標準図に準ずる施工を行う場合よりも荷重が増える施工方法、または標準図に準じない施工方法を選択する場合には市の承認を得て行うこととします。
143	要求水準書(案) 別紙3	16	3				設計計算書	設計計算書に熱負荷計算書も含まれると推測致しますが、対象校・整備対象室の設計条件(外気条件、各室の室内条件、換気その他)や構造体の仕様がわかる資料が明示されるのはいつ頃の予定でしょうか。	更新機器は既設機器と同等の容量を設置することとし、新設機器は標準図にしたがって容量を決定するため、熱負荷計算を改めて行うことは求めません。
144	要求水準書(案) 別紙6	25					空調環境の標準提供条件	※1対象校の実態に即した空調設計に必要な条件を提示いただけないでしょうか。(対象室人数等)	標準図に従うため熱負荷計算は求めません。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
145	要求水準書(案) 別紙7	26					空調設備の 整備対象室 数及びCR数 一覧	第1回現地見学会の時点と比較して対象室数やCR数が変わっている学校が散見されるため、見学会参加校についてさえ整備対象室が不明確な状況と感じております。 各対象校の具体的な整備対象室が明示されるのはいつ頃のご予定でしょうか。	入札説明書等公表時までにお示しします。
146	要求水準書(案) 別紙7	26					対象室について	各校の対象棟、対象階、室名を提示の上、室ごとの新規、更新数を提示していただけないでしょうか。	入札説明書等公表時までにお示しします。
147	別添資料 標準図	77					GHP標準図- 12(改造)	(本質問の前提として、室外機の据付にあたっては、別紙2「順守すべき法制度等」に記載の『建築設備耐震設計・施工指針』が基準となるものと考えております) 屋上にゴムシートを敷いたその上にコンクリート基礎を打設する旨が図示されている点について、以下3点質問です。 ①地震時に、コンクリート基礎がゴムシート上を滑ること、あるいはゴムシートごと屋上を滑ることを防ぐ手法について、同書には記載がありませんが、考慮しないものとして宜しいでしょうか。 ②地震時に、室外機とコンクリート基礎が一体となって転倒することを回避する手法として、同書に基づく計算を行い基礎寸法を充分大きくする方法が考えられます。新設室外機については転倒防止を考慮した寸法で打設し、更新室外機については既設基礎の寸法が不足する場合には転倒防止を考慮した寸法を満たすように増し打ちを行う、と考えて宜しいでしょうか。 ③前述の転倒防止を考慮するにあたり、設備機器の耐震クラスはBと設定して宜しいでしょうか。	原則、標準図に準ずる施工方法としてください。標準図に準ずる施工を行う場合よりも荷重が増える施工方法、または標準図に準じない施工方法を選択する場合には市の承認を得て行うこととします。
148	別添資料 標準図						機器表 特記事項	冷媒配管の被覆厚はガス管であっても記載通り12.7以上は20mmではなく10mmでよろしいでしょうか。	お見込みのとおり標準図に準ずるものとします。

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
149	別添資料 標準図						冷媒管保温要領図	屋外露出冷媒配管仕上げはステンレス製ではなく標準図に記載の樹脂製化粧ケースでよろしいでしょうか。	お見込みのとおり標準図に準ずるものとします。